

○岡山県立博物館協議会条例

昭和四十六年六月二十五日
岡山県条例第四十七号

岡山県立博物館協議会条例をここに公布する。

岡山県立博物館協議会条例

(設置)

第一条 岡山県立博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、岡山県立博物館に岡山県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、二十人以内とする。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(その他)

第四条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十六年七月一日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略